人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15
気象大学校	〒277―0852	柏市旭町７―４―81

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

なお、受験申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	札幌管区気象台	〒060―0002	札幌市中央区北２条西18―２
仙台市	仙台管区気象台	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―15
東京都 新潟市 名古屋市	東京管区気象台	〒100―0004	東京都千代田区大手町１―３―４
大阪市 広島市 高松市	大阪管区気象台	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―76
福岡市 鹿児島市	福岡管区気象台	〒810―0052	福岡市中央区大濠１―２―36
那覇市	沖縄気象台	〒900―8517	那覇市樋川１―15―15

⑶　申込受付期間　平成22年８月26日（木）から９月７日（火）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年９月７日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を送付する。

受験票には、本人の写真１枚をはり、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求を郵便により行う場合には、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成22年度航空管制官採用試験試験専門委員

平成22年度航空管制官採用試験の外国語試験（多枝選択式）、外国語試験（聞き取り）及び外国語試験（面接）の試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

平成22年６月16日　人事院事務総長　吉田　耕三

横浜国立大学准教授	McAulay, Alexander
国土交通省航空局	堤　清
国土交通省航空局	鶴戸　英明
国土交通省航空保安大学校	入山　泰一
国土交通省航空保安大学校	針生　健次
国土交通省航空保安大学校	森下　純一

公告

諮詢事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４８号
栃木県大田原市末広３丁目2834番地５
債務者　川上　正浩
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　直之
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２７２号
熊本市西原３丁目２番３―55号
債務者　宮崎　章典
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９６号
熊本県八代市西宮町1147番地
債務者　潮﨑　光信
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　修英
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４０４号
横浜市都筑区早渕１丁目２番５―904号
債務者　佐藤　明子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５号
栃木県那須塩原市石林307番地６
債務者　渡邉　和也
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市石林307番地６
債務者　渡邉　知恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４０５号
埼玉県戸田市美女木４丁目２番地の７
債務者　飯島　忠嗣
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係